

第479回広島海区漁業調整委員会（ウェブ会議）議事録

1 日時及び場所

日 時 令和3年9月15日（水）午後1時15分～午後2時2分

場 所 広島海区漁業調整委員会委員室（広島市中区基町10-52）
広島県呉庁舎第2庁舎7階入札室（呉市西中央一丁目3-25）
広島県福山庁舎第3庁舎383会議室（福山市三吉町一丁目1-1）
三原市漁業協同組合（三原市古浜町一丁目11-1）
大崎上島町役場（豊田郡大崎上島町東野6625-1）

2 招集年月日及び招集者

招集年月日 令和3年9月8日（水）

招 集 者 会長 北 田 國 一

3 出席者

委員（13人） 北田國一，川岡勝義，高橋勝盛，濱松照行，箱崎照男，樋口元武，
下前清弘，山田正通，海野徹也，川下求，野田秀明，高田幸典，
松下博紀

県（6人）	農林水産局水産課	課 長	木村 淳
	〃	主 査	小川 憲太
	〃	主 査	御堂岡 慎吾
	西部農林水産事務所水産課	課 長	廣中 孝一
	西部農林水産事務所水産第二課	課 長	竹本 広司
	東部農林水産事務所水産課	課 長	横山 憲之

事務局（3人） 山根次長，中林主査，三浦主査

4 傍聴人(利害関係者等)

なし

5 議題及び報告結果

(1) 付議事項

第15号議案 区画漁業の変更免許について

(結 果) 原案のとおり承認された。

第16号議案 なまこ漁業の許可方針の改正及び申請期間等の公示について

(結 果) 原案のとおり承認された。

6 議事の経過

午後1時15分、事務局の山根次長から第479回広島海区漁業調整委員会の開会を宣言し、委員総数15名に対し13名が出席しており、本委員会が成立していることを報告した。

その後、議事録署名者に下前委員と山田委員を指名し、議事に入った。

(1) 付議事項

【第15号議案 区画漁業の変更免許について】

議長 はじめに、第15号議案「区画漁業の変更免許について」を上程します。提案理由を事務局から提案してください。

山根次長 (15号議案の提案理由を議案内容により説明した。【提案内容は県から説明する旨を発言】)

御堂岡主査 (資料1により、区画漁業の変更免許〔阿賀漁業協同組合の区第433号に係る区域拡張及び広漁業協同組合の区第327号に係るうに養殖業の漁業種類追加〕について、概要を説明した。)

議長 ただいまの説明について、委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

松下委員 資料1-2の漁業変更免許審査表について、特別議決とあって区第433号では出席正組合員数60に対して賛成数59、区第327号では出席正組合員数50に対して賛成数48となっています。賛成以外の1名ないし2名は棄権なのですか、それとも反対なのですか。

御堂岡主査 それぞれ1名は議長分であり、議決数に入っていません。区第327号の1名は反対とのことでした。

濱松委員 資料1-3の参考図について、阿賀漁協の区第433号は場所がわかるのですが、広漁協の区第327号はよく分かりません。

山根次長 (資料1-3により、詳細な場所を説明した。)

海野委員 基本的なことを教えてほしいのですが、漁業権に係る要望書が漁協から提出された上で審議されていると思います。なぜ、総会での議決が再度必要なのですか。

御堂岡主査 免許の手続きは漁業法によって定められています。流れとしては、漁協からの要望書が提出された後、県が海区漁場計画の案を作成することで免許申請の手続きが始まります。免許申請と併せて、漁場の活用方法を決める漁業権行使規則についても定める必要があります、これらの手続において総会での議決が必要になります。

松下委員 特別議決について、先ほど過半数と説明があったように思いますが。

御堂岡主査 特別議決の場合、正組合員の過半数の出席が必要であり、さらに出席正組合員の3分の2以上の賛成が必要になります。

野田委員 私も基本的なところを聞きたいのですが、個別漁業権ではなく団体漁業権となって

いるのは、何か理由があるのですか。

御堂岡主査 団体漁業権というのは、漁業法改正で新たに規定された名称で、漁業協同組合に漁業権を免許するものです。共同漁業権であるとか、従前は「特定区画漁業権」と呼ばれていた区画漁業権については、漁業協同組合に免許した上で組合員が行使する仕組みになります。

野田委員 それでは、個別漁業権はないのですか。

御堂岡主査 個別漁業権については、真珠養殖の養殖業者に対して免許されています。

議長 他にご意見、ご質問はありませんか。

なければ採決に移ります。それでは、第15号議案「区画漁業の変更免許について」は、免許することに異存ないということで、よろしいですか。

全委員 (異議なし)

議長 異議なしと認め、第15号議案は変更免許に異存ない旨を答申します。

【第16号議案 なまこ漁業の許可方針の改正及び申請期間等の公示について】

議長 続いて、第16号議案「なまこ漁業の許可方針の改正及び申請期間等の公示について」を上程します。提案理由を事務局から説明してください。

山根次長 (16号議案の提案理由を議案内容により説明した。【提案内容は県から説明する旨を発言】)

三浦主査 (資料2により、なまこ漁業の許可方針の改正内容〔操業区域の追加、許可すべき漁業者の数の増加等〕及び申請期間等の公示について、概要を説明した。)

議長 ただいまの説明について、委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

高田委員 今回、以前から自由漁業としてナマコを採捕していた人を定数に追加することですが、今後も実績があった人には許可をするのですか。

三浦主査 改正法の施行から約1年が経過して、法改正について概ね周知されてきたと考えていますが、実績があつて許可を受けられなかった方があれば、許可を検討することになると思います。

高田委員 了解しました。

議長 他に意見はありませんか。

なければ採決に移ります。第16号議案「なまこ漁業の許可方針の改正及び申請期間等の公示について」は、原案のとおり承認することによろしいでしょうか。

全委員 (異議なし)

議長 異議なしということですので、第16号議案は、原案のとおり承認します。

(2) その他

議長 本日本日予定していた議題は、これで終わりますが、他に委員の皆様から何かござい

ませんか。

全委員 (意見なし)

議長 県や事務局から何かありませんか。

山根次長 (次回の海区委員会は、12月に開催予定であることを報告した。)

議長 他にありませんか。

ないようでしたら、これをもちまして第479回広島海区漁業調整委員会を終了します。
長時間にわたり、ご審議ありがとうございました。

(午後2時2分 閉会)